

## 「長生郡市合併協議に関わる情報公開についての要望書」提出について

本日、私ども、一宮パブリック・サービス・アカデミー（一宮自治研究会）は、長生郡市合併協議会会長・石井常雄様宛に「長生郡市合併協議に関わる情報公開に関する要望書」を提出いたしました（本会については、別紙をご参照ください）。

私どもは、現段階で、今回の合併に賛成、或いは反対の立場を前提に異議申し立てをしようという意思は全くなく、この長生郡市に住まう住民として正しく合併協議のあり方を知り、最終的に自分自身でそれを判断したいと考えております。

そういった考えのもと、合併或いは地方財政について学び、合併協議会の傍聴も行って参りました。そこで、前回の合併協議の際は設置されず、今回の合併協議において協議会本会議と同等の位置に属するものとして設置された「正副会長会議」の討議内容・議事進行の状況を知りたいと考えるようになりました。そこで、協議会事務局に伺いましたところ、「正副会長会議」では、会議の要点のみを記した「要点記録」というものしか作成しておらず、これは住民にも公開しているのですが、会議中の主たる発言内容と会議の結論のみが記されたもので、誰が何を発言したかも明記されていないとのことでした。自分たちを代表する市町村長が、その地域や住民の立場にたって、どのような発言をしているのか、住民としては知っておかなければなりません。また、協議会本会議が傍聴を許しているのであれば、それと同等に重要な会議である「正副会長会議」でも同様に、住民に傍聴を許可していただきたいと思っております。

また、この「正副会長会議」には、会議運営上の規約やそれに準ずるような規定もないとのことでした。協議会事務局のお話では、「協議会規約」に「議案の提出は会長が行う」とあるので、「正副会長会議」で意見が分かれたところで、結論は会長に委ねられているのだから、議決に伴う規約のようなものも実際問題必要はないというようなお話でした。しかし、協議会本会議では、「正副会長会議」での調整案として、名称の公募方法などをはじめとした重要な案件が提出されているわけですから、会議の運営方法を規定した規約に則って会議を進めていって頂きたいと思い、今後の規約作成予定の有無などを質問させていただきました。

また、併せて、協議会に提案する具体案を練る「幹事会」「専門部会」についても、その協議・調整の過程は實際上極めて重要だという観点から、議事録の作成と住民の傍聴の許可を申し入れました。

要望を受け入れていただけるかどうかの回答は、5 月末日までにいただくようお願いいたしました。協議会からの回答内容も、ご連絡させていただきます。

このような要望を提出すると、単なる「反対派」と目されがちですが、私どもは純粋に一住民として、この合併協議を「他人事」と捉えるのではなく、自分自身の問題として正確に認識し正しく判断したいと考えているだけです。私どものこうした主旨にご理解をいただき、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一宮パブリック・サービス・アカデミー（一宮自治研究会）

代表 馬淵 昌也

要望書提出責任者 馬淵 さち子

住所 〒299-4301 長生郡一宮町一宮 3604-1 電話 0475-42-4211